

公立大学法人名古屋市立大学の年度評価実施要領等の一部改正について

1 趣旨

年度評価における評価委員会による大項目の評価について、法人の不可抗力等により、やむを得ず未達成となってしまった項目が発生した場合においても、現行の基準では、小項目の評価の割合により機械的に大項目の評価が決まってしまうため、評価の考え方を改めるもの。

2 内容

(1) 公立大学法人名古屋市立大学の年度評価実施要領

→ (新型コロナウイルス感染症など) 合理的な理由がある場合には、評価委員会による総合的な評価ができるよう改正する。

(2) 第三期中期目標期間における各年度評価の基準等について

→ 実施要領の見直しに伴い、文言等を整理する。

3 新旧対照表

(1) 公立大学法人名古屋市立大学の年度評価実施要領 (抜すい)

現 行	変 更 後
2 項目別評価の具体的方法 (1) 教育研究の特性に配慮すべき項目以外の項目の評価 ③ 評価委員会による大項目の評価 年度計画の小項目ごとの評価と特記事項の記述をもとに、大項目ごとの達成状況について、S～Dの5段階で評価を行う。 S : 特筆すべき進行状況 (特に認める場合) A : 計画どおり (すべてⅢ～Ⅳ) B : おおむね計画どおり (Ⅲ～Ⅳが9割以上) C : やや遅れている (Ⅲ～Ⅳが9割未満) D : 重大な改善事項あり (特に認める場合) ※ 小項目数が10未満の大項目で「Ⅲ～Ⅳが9割未満」の場合については、Ⅱ以下となった項目の重要性・計画の実施状況等を勘案した上で、評価委員会が総合的に評価し決定する。	2 項目別評価の具体的方法 (1) 教育研究の特性に配慮すべき項目以外の項目の評価 ③ 評価委員会による大項目の評価 年度計画の小項目ごとの評価と特記事項の記述をもとに、大項目ごとの達成状況について、S～Dの5段階で評価を行う。 S : 特筆すべき進行状況 (特に認める場合) A : 計画どおり (すべてⅢ～Ⅳ) B : おおむね計画どおり (Ⅲ～Ⅳが9割以上) C : やや遅れている (Ⅲ～Ⅳが9割未満) D : 重大な改善事項あり (特に認める場合) <u>ただし、() の判断基準は目安であり、小項目数が10未満の場合又はその他の合理的な理由がある場合には、Ⅱ以下</u>となった項目の重要性・計画の実施状況等を勘案した上で、評価委員会が総合的に評価し決定する。

(2) 第三期中期目標期間における各年度評価の基準等について（抜すい）

現 行	変 更 後																								
<参考：年度評価基準（「教育」及び「研究」）> 1 大項目評価 <table> <tr> <th>評 語</th><th>基 準</th></tr> <tr> <td>S：特筆すべき進行状況</td><td>特に認める場合（※1）</td></tr> <tr> <td>A：計画どおり</td><td>すべてⅢからⅣ</td></tr> <tr> <td>B：おおむね計画どおり</td><td>ⅢからⅣが9割以上（※2）</td></tr> <tr> <td>C：やや遅れている</td><td>ⅢからⅣが9割未満</td></tr> <tr> <td>D：重大な改善事項あり</td><td>特に認める場合</td></tr> </table>	評 語	基 準	S：特筆すべき進行状況	特に認める場合（※1）	A：計画どおり	すべてⅢからⅣ	B：おおむね計画どおり	ⅢからⅣが9割以上（※2）	C：やや遅れている	ⅢからⅣが9割未満	D：重大な改善事項あり	特に認める場合	<参考：年度評価基準（「教育」及び「研究」）> 1 大項目評価 <table> <tr> <th>評 語</th><th>基 準</th></tr> <tr> <td>S：特筆すべき進行状況</td><td>特に認める場合（※）</td></tr> <tr> <td>A：計画どおり</td><td>すべてⅢからⅣ</td></tr> <tr> <td>B：おおむね計画どおり</td><td>ⅢからⅣが9割以上</td></tr> <tr> <td>C：やや遅れている</td><td>ⅢからⅣが9割未満</td></tr> <tr> <td>D：重大な改善事項あり</td><td>特に認める場合</td></tr> </table> <u>判断基準は目安であり、小項目数が10未満の場合又はその他の合理的な理由がある場合には、Ⅱ以下となった項目の重要性・計画の実施状況等を勘案した上で、評価委員会が総合的に評価し決定する。</u>	評 語	基 準	S：特筆すべき進行状況	特に認める場合（※）	A：計画どおり	すべてⅢからⅣ	B：おおむね計画どおり	ⅢからⅣが9割以上	C：やや遅れている	ⅢからⅣが9割未満	D：重大な改善事項あり	特に認める場合
評 語	基 準																								
S：特筆すべき進行状況	特に認める場合（※1）																								
A：計画どおり	すべてⅢからⅣ																								
B：おおむね計画どおり	ⅢからⅣが9割以上（※2）																								
C：やや遅れている	ⅢからⅣが9割未満																								
D：重大な改善事項あり	特に認める場合																								
評 語	基 準																								
S：特筆すべき進行状況	特に認める場合（※）																								
A：計画どおり	すべてⅢからⅣ																								
B：おおむね計画どおり	ⅢからⅣが9割以上																								
C：やや遅れている	ⅢからⅣが9割未満																								
D：重大な改善事項あり	特に認める場合																								
※1 「S」評価の「特に認める場合」に該当するか検討する目安（略） ※2 <u>小項目数が10未満の大項目で「ⅢからⅣが9割未満」の場合</u> ・Ⅱ以下となった項目の重要性・計画の実施状況等を勘案した上で、<u>評価委員会が総合的に評価し決定する。</u>	※ 「S」評価の「特に認める場合」に該当するか検討する目安（略）																								

4 変更後全文

(1) 公立大学法人名古屋市立大学の年度評価実施要領（案）

別紙1のとおり

(2) 第三期中期目標期間における各年度評価の基準等について（案）

別紙2のとおり

5 関係法令

別紙3のとおり

公立大学法人名古屋市立大学の年度評価実施要領

平成 19 年 1 月 30 日
名古屋市公立大学法人評価委員会決定
(平成 24 年 2 月 13 日 一部改正)
(令和元年 6 月 10 日 一部改正)

本実施要領は、「公立大学法人名古屋市立大学の業務実績に関する評価指針」(令和元年 6 月 10 日一部改正)に基づき、公立大学法人名古屋市立大学(以下「法人」という。)の各事業年度に係る業務の実績に関する評価(以下「年度評価」という。)について必要な事項を定める。

1 評価の方法

- (1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、年度計画の記載項目(小項目)ごとに法人が自己点検・自己評価を行い、これをもとに、名古屋市公立大学法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)において検証・評価を行う。
- (3) 「項目別評価」において、大学の教育研究等の質の向上に関する項目のうち、その特性に配慮すべき項目については、専門的な観点からの評価は行わないものとする。
この場合において、教育研究の特性に配慮すべき範囲は、教育の内容、教育の実施体制及び学生への支援並びに研究水準及び研究の成果、研究の実施体制に関する項目とし、公立大学として地域社会とより密接な連携が求められる社会貢献、附属病院等の項目については、具体的な項目等に関し、法人と協議のうえ、達成状況の評価を行うものとする。
- (4) 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえつつ、中期計画の進捗状況全体について、総合的に評価する。
- (5) 評価委員会が評価結果を決定する際には、評価(案)を法人に示すとともに、評価(案)に対する法人からの意見申し出の機会を設ける。

2 項目別評価の具体的方法

(1) 教育研究の特性に配慮すべき項目以外の項目の評価

① 法人による自己点検・自己評価

業務実績報告書において、年度計画の小項目ごとの達成状況についてⅠ～Ⅳの4段階で評価し、実施状況及び判断理由を記述する。また、特記事項として法人としての特色ある取り組みや未達成の事項のほか、当該実施年度以前に評価委員会から指摘された事項等について積極的に記述する。

なお、業務実績報告書を提出する際には、学生等に対するアンケート結果や法人の経営審議会等の外部委員の意見など、評価の際に参考となる資料についても、必要に応じて添付するものとする。

- Ⅳ：年度計画を上回って実施している
- Ⅲ：年度計画を順調に実施している
- Ⅱ：年度計画を十分には実施していない
- Ⅰ：年度計画を実施していない、または大幅に下回っている

②評価委員会による自己評価の検証・評価

年度計画の小項目ごとに法人の自己評価や計画設定の妥当性も含めて総合的に検証し、年度計画の達成状況について上記の4段階で評価を行うとともに、法人による自己評価と異なる場合には判断理由等を示す。

③評価委員会による大項目の評価

年度計画の小項目ごとの評価と特記事項の記述をもとに、大項目ごとの達成状況について、S～Dの5段階で評価を行うとともに、特筆すべき点や遅れている点についての意見を記述する。

S：特筆すべき進行状況（特に認める場合）

A：計画どおり（すべてⅢ～Ⅳ）

B：おおむね計画どおり（Ⅲ～Ⅳが9割以上）

C：やや遅れている（Ⅲ～Ⅳが9割未満）

D：重大な改善事項あり（特に認める場合）

ただし、（ ）の判断基準は目安であり、小項目数が10未満の場合又はその他の合理的な理由がある場合には、Ⅱ以下となった項目の重要性・計画の実施状況等を勘案した上で、評価委員会が総合的に評価し決定する。

(2) 大学の教育研究等の質の向上に関する項目のうち、その特性に配慮すべき項目についての取扱い

①法人による自己点検

業務実績報告書において、年度計画の小項目ごとに自己点検を行い、事業の外形的・客観的な進捗状況を記述する。また、特記事項として法人としての特色ある取り組みや未達成の事項のほか、当該実施年度以前に評価委員会から指摘された事項等について積極的に記述する。

②評価委員会による進捗状況の確認

法人の業務実績報告書に基づき、年度計画の小項目ごとに事業の外形的・客観的な進捗状況を確認し、特筆すべき点や遅れている点についての意見を記述する。

3 全体評価の具体的方法

(1) 評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の進捗状況全体について、記述式により評価を行う。

(2) 全体評価においては、①教育研究等の質を向上し、名古屋市立大学の存在意義を高める特色ある取り組み、②社会貢献、国際貢献等社会に開かれた取り組み、③理事長のリーダーシップのもと、効率的かつ戦略的な運営を目指した取り組みなど、大学改革の取り組みを積極的に支援し、評価するものとする。

第三期中期目標期間における各年度評価の基準等について

令和元年6月10日

名古屋市公立大学法人評価委員会決定

1 基本的な考え方

- ・「S」評価について明確な目安がないため、結果として「S」評価がつかない。
- ・評価作業においても、年度計画の項目数も多く、さらに各年度の重点的な取り組みが明確でなく、項目別評価のメリハリもつけにくい。
- ・年度計画に重点項目を設定し、重点項目の達成度に関連づけて「S」評価を検討する目安を作成する。
- ・重点項目は「社会貢献等」から「その他の業務運営」の各大項目について重要性・難易度の観点から設定するものとする。なお、「教育」「研究」については、年度計画の概要把握などの参考のため法人の任意により設定するものとする。

2 具体的なイメージ

(1) 重点項目の設定（「教育」「研究」を除く）

- ①大項目ごとに1項目から3項目以内を重点項目として予め示す（年度によっては大項目に重点項目を設定しないことも認める）。
- ②重点項目の対象は、概ね以下の重要性及び難易度にそれぞれ一つ以上該当するもの。
(重要性)
 - ・中期目標前文の理念の実現に寄与するもの
 - ・中期目標・中期計画の達成を見据え、特に重要だと考えられるもの
 - ・中期計画の数値目標の達成に大きく寄与するもの
 (難易度)
 - ・当該重点項目の達成につき、学外調整を要するなど相当程度の難度を有するもの
 - ・複数年にわたる長期的な取り組みの成果が関わるもの
 - ・法人の運営に対して多大な成果・改善が期待できるもの
- ③設定は、原則として、年度計画の策定時とする。
ただし、30年度は業務実績報告書の作成着手前とする。
- ④重点項目に該当するかについては評価委員会として別途判断できることとする。

(2) 「S」評価を検討する目安

<「S」評価の基準>

- ・特筆すべき進行状況（特に認める場合）

○基準該当の目安

「特筆すべき進行状況」とは小項目評価が全て「Ⅲ」以上で、かつ以下に該当した場合につき、大項目全体の進捗状況を総合的に判断して決定

- ・重点項目の小項目評価につき「Ⅳ」評価があり、中期計画の数値目標の推移につき進展がある又は高い水準を維持。
- ・重点項目の小項目評価につき「Ⅳ」評価が2項目以上あり、中期計画の数値目標の推移が順調である。
- ・その他、全ての重点項目の小項目評価が「Ⅲ」評価であるが重点項目以外に「Ⅳ」評価が2項目以上ある、または重点項目に「Ⅳ」評価があるが中期計画に数値目標の設定がない場合についても、上記2点に準じて取扱うことを可とする。

<参考：年度評価基準（「教育」及び「研究」除く）>

1 大項目評価

評 語	基 準
S：特筆すべき進行状況	特に認める場合（※）
A：計画どおり	すべてⅢからⅣ
B：おおむね計画どおり	ⅢからⅣが9割以上
C：やや遅れている	ⅢからⅣが9割未満
D：重大な改善事項あり	特に認める場合

判断基準は目安であり、小項目数が10未満の場合又はその他の合理的な理由がある場合には、Ⅱ以下となった項目の重要性・計画の実施状況等を勘案した上で、評価委員会が総合的に評価し決定する。

※ 「S」評価の「特に認める場合」に該当するか検討する目安

	小項目評価		中期計画数値目標の推移
	重点項目	重点項目以外	
1	「Ⅳ」1項目、 その他「Ⅲ」	すべて「Ⅲ」以上	進展がある又は高い水準を維持
2	「Ⅳ」2項目以上、 その他「Ⅲ」	すべて「Ⅲ」以上	順調
上記に 準ずる	すべて「Ⅲ」	「Ⅳ」2項目以上 その他「Ⅲ」	進展がある又は高い水準を維持
	「Ⅳ」1項目以上、 その他「Ⅲ」	すべて「Ⅲ」以上	数値目標の設定がない
	「Ⅳ」2項目以上、 その他「Ⅲ」		

2 小項目評価

評 語	内 容
Ⅳ	年度計画を上回って実施している
Ⅲ	年度計画を順調に実施している
Ⅱ	年度計画を十分に実施していない
Ⅰ	年度計画を実施していない、または大幅に下回っている

地方独立行政法人法（平成15年法律第 118 号）＜抜すい＞

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例）

第七十八条の二 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2～7 （略）

公立大学法人名古屋市立大学の業務実績に関する評価指針 ＜抜すい＞

3 評価の方法

評価委員会は、法人による自己点検・評価をもとに、各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間見込評価」という。）及び中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）を行う。

(1) 年度評価

- ①法人の自己点検・評価に基づきながら、中期目標の達成に向け、各事業年度における中期計画等の実施状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、各事業年度の業務実績全体について総合的な評価を行う。
- ②教育研究については、その特性への配慮から、原則として専門的な観点からの評価は行わないが、法人による自己点検を踏まえた上で、評価委員会において進捗状況を把握し、その確認・点検を行う。
- ③評価結果等を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。
- ④具体的な実施方法については、別に実施要領で定める。

(2) （略）

5 その他

本評価指針及び別に定める実施要領は、必要が生じたつど、評価委員会に諮ったうえ見直すものとする。